18	33° 19′ 33.5233″	130° 43′ 11.7536″
19	33° 19′ 35.0637″	130° 43′ 11.5527″
20	33° 19′ 35.7242″	130° 43′ 11.6152″
21	33° 19′ 37.3034″	130° 43′ 11.3983″
22	33° 19′ 38.1748″	130° 43′ 10.8050″
23	33° 19′ 38.4583″	130° 43′ 10.8851″
24	33° 19′ 38.8154″	130° 43′ 11.0560″
25	33° 19′ 39.6034″	130° 43′ 11.3343″
26	33° 19′ 40.0322″	130° 43′ 11.1311″

○国土交通省告示第四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

諏訪の越川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第四百九十号で指定した土地の区域及び昭和三十一年建設省告示第二百五十八号で指定した諏訪の越川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県上越市安塚区細野

字峯屋敷　六一九番二　一号から三号まで及び三十九号

六一九番一　四号

六一九番四　五号

六二二番二　六号及び七号

六二三番一　八号から十号まで

六二四番　十一号及び十二号

六二五番　十三号から十六号まで

六二六番　十七号から十九号まで

六二七番　二十号から二十六号まで

字諏訪ノ越　五八四番一　二十七号から三十八号まで

公　告

諸事項

破産手続開始